

議会受付番号	鎌議第 1542 号
質問者	上畠寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課・管財課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

職員団体の在り方と是正

2 質問の要旨

- 1 鎌倉市職員団体の登録に関する条例に基づいて公平委員会に登録されている団体を全て明らかにせよ。
- 2 登録されている団体の其々の代表等役員の氏名、住所、職名、所在地（職員でない場合は職業）を明らかにせよ。（最新と一つ前の旧版）
- 3 連合体である職員団体については、その構成する団体名を明らかにせよ。
- 4 登録される団体の規約を其々全て明らかにせよ。（最新と一つ前の旧版）
- 5 鎌倉市職員労働組合と鎌倉市職員労働組合現業評議会の関係は何か。
- 6 其々の職員団体に対する便宜供与は何か全て明らかにせよ。（事務所提供やチェックオフなど、本来、市がする義務のない手続き含む）
- 7 チェックオフ事務のプロセスを分かり易く、明らかにせよ。

3 答弁

- 1 鎌倉市職員団体として登録されているのは、鎌倉市職員労働組合と鎌倉市小中学校管理職組合の2つです。
- 2 役員の氏名、役職名、事務所の所在地は、別紙1のとおりです。なお、役員の住所については、個人情報に該当することから回答できません。
- 3 いずれの職員団体も連合体ではありません。
- 4 鎌倉市職員労働組合の規約については、別紙2（新）及び別紙3（旧）のとおりです。鎌倉市小中学校管理職組合の規約については、別紙4（新）及び別紙5（旧）のとおりです。
- 5 鎌倉市職員労働組合現業評議會は、鎌倉市職員労働組合の一部であると認識しています。
- 6 鎌倉市職員労働組合に対して、組合事務所及び市役所本庁舎内（6カ所）の掲示板の貸与、チェックオフについて便宜供与しています。

- 7 月初めに職員労働組合から組合員の加入・脱退等の情報が記入された連絡票を受け取ります。職員課では、その内容に基づき人事給与システムにおける組合情報及び控除情報の登録・修正処理を行います。次に、人事給与システムで給与から控除する組合費・貸付金の返済金等を計算します。相互で確認のうえ、給与から控除する金額が確定した後、職員労働組合から控除額の振込依頼を受け、指定された口座への振込手続きを行っています。